



令和 8 年 7 月 24 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

令和 6 年能登半島地震による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を延長する政令を、本日（7 月 24 日（金））の閣議において、以下のとおり決定されました。

I 政令の概要

令和 6 年能登半島地震による激甚災害における、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を 1 年間延長し、令和 9 年 7 月 31 日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

II 今後の予定

7 月 29 日（水） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、桑

TEL : 03-5253-2111（代表、内線 51401） 03-3593-2847（直通）

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

< 通常の災害時の措置 > (中小企業信用保険法)

○災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」を適用

【通常の保証】

最大2.8億円 ・普通保証: 2億円以内
 ・無担保保証: 8,000万円以内

(信用保証協会が日本政策金融公庫と締結する信用保険の
てん補率(損失に対し保険金を支払う割合): 70~80%、
保険料率: 0.25~1.69%)

+

【セーフティネット保証4号】

最大2.8億円 ・普通保証: 2億円以内
 ・無担保保証: 8,000万円以内

(てん補率: 80%、保険料率: 0.41%)

< 激甚災害指定時の措置 >

○通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とはさらに別枠で事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係保証」を適用

【災害関係保証】

最大2.8億円 ・普通保証: 2億円以内
 ・無担保保証: 8,000万円以内

(てん補率: 80%、保険料率: 0.41%)